

＜学校において予防すべき感染症及び出席停止期間の基準＞

学校保健安全法施行規則第18、19条

	種類	出席停止の期間
第1種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 痘そう 重症急性呼吸器症候群 ジフテリア 南米出血熱 急性灰白髄炎 新型インフルエンザ	完全に治癒するまで
第2種	インフルエンザ	・発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	・特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹	・解熱した後3日を経過するまで
	風疹	・発疹が消失するまで
	水痘	・すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	・主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	・症状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	・症状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
	流行性耳下腺炎	・耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が始まった後5日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
	コロナウイルス感染症2019	・発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快後1日程度が経過するまで
第3種	腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 コレラ 細菌性赤痢 パラチフス 腸チフス	症状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで
	↓その他の伝染病＝条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる疾患 ※医師より確定診断され出席停止指示を受けた者	
	溶連菌感染症 ウイルス性肝炎 手足口病 ヘルパンギーナ 伝染性紅斑 マイコプラズマ感染症 感染性胃腸炎(ノロ・ロタ等) ……など	症状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで